

共生社会の実現に向けて

～障害者差別解消法とは～

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- 令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。
- 改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。このリーフレットが障害のある人への差別を解消するための取組を進める一助となれば幸いです。

例えば障害のある人が
来店したときに…



不当な差別的取扱い

禁止

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどは禁止されています。

☆「不当な差別的取扱い」については8ページを参照

合理的配慮の提供

令和6年4月1日から事業者も義務

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

☆「合理的配慮の提供」については4ページを参照

【留意事項】

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。

事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

障害者差別解消法の対象



【障害者】

- 本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことではありません。
- 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害のあることも含まれます）。

【事業者】

- 本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【分野】

- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の定めることによるとされています。



その香り

困っている人がいるかも？

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。

香りの強さの感じ方には個人差があります。
使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。

知ってください!!

香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

HP等で化学物質過敏症等について何らかの啓発を行っている都道府県及び市町村数の一覧

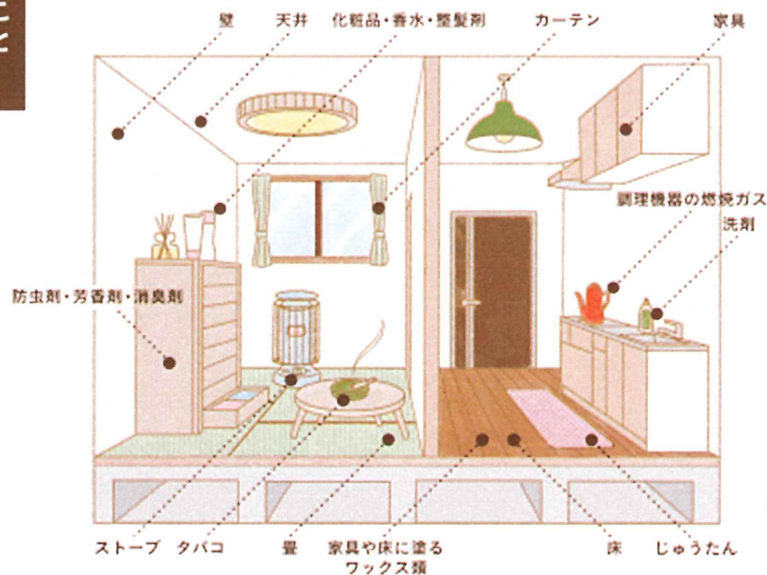
都道府県名	有無	政令指定都市	有無	市町村数(政令指定都市を除く)
北海道	○	札幌市	○	33
青森県	○	-	-	9
岩手県	○	-	-	6
宮城県	○	仙台市	○	10
秋田県	○	-	-	2
山形県	○	-	-	6
福島県	○	-	-	9
茨城県	○	-	-	11
栃木県	○	-	-	5
群馬県	○	-	-	4
埼玉県	○	さいたま市	○	22
千葉県	○	千葉市	○	15
東京都	○	-	-	35
神奈川県	○	横浜市	○	20
		川崎市	○	
		相模原市	○	
新潟県	○	新潟市	○	7
富山県	○	-	-	1
石川県	○	-	-	5
福井県	○	-	-	1
山梨県	○	-	-	4
長野県	○	-	-	27
岐阜県	○	-	-	9
静岡県	○	静岡市	○	4
	○	浜松市	○	
愛知県	○	名古屋市	○	10
三重県		-	-	6
滋賀県	○	-	-	8
京都府	○	京都市	○	6
大阪府	○	大阪市	○	27
		堺市	○	
兵庫県	○	神戸市	○	14
奈良県	○	-	-	8
和歌山県	○	-	-	5
鳥取県	○	-	-	3
島根県	○	-	-	2
岡山県	○	岡山市	○	4
広島県	○	広島市	○	3
山口県		-	-	1
徳島県		-	-	1
香川県	○	-	-	4
愛媛県	○	-	-	4
高知県	○	-	-	5
福岡県	○	北九州市	○	6
		福岡市	○	
佐賀県	○	-	-	3
長崎県		-	-	1
熊本県		熊本市	○	1
大分県		-	-	1
宮崎県		-	-	2
鹿児島県		-	-	1
沖縄県	○	-	-	1

快適で健康的な住宅で暮らすために

日常生活で留意すること

化学物質の主な発生源

建築基準法さえ守ればシックハウス対策は十分、というわけではありません。住宅選びに当たっては、トルエン、キシレンなどの化学物質対策もしっかりチェックしましょう。また、家具や防虫剤、化粧品、タバコ、ストーブなども化学物質の発生源となります。身の周りの日用品や換気など、住まい方にも充分気をつけましょう。



シックハウス症候群の対策はどのようなものでしょう？

適切な換気をこころがける

- ❖ 新築やリフォーム当初は、室内の化学物質の発散が多いので、しばらくの間は、換気や通風を十分行うように心がけましょう。
- ❖ 24時間換気システムのスイッチは切らずに、常に運転するようにしましょう。
- ❖ 窓を開けて通風換気する場合には、複数の窓を開けて、汚染空気を排出するとともに新鮮な空気を室内に導入するようにします。
- ❖ 特に夏は化学物質の発散が増えるので室内が著しく高温高湿となる場合（温度28℃、相対湿度50%超が目安）には更に換気に注意しましょう。
- ❖ 換気設備はフィルターの清掃などメーカーの指定する方法で定期的に維持管理してください。また、給気口を含めたシステム全体の定期的な清掃も大切です。



7年放置していた換気システムのファン



清掃後の換気システムのファン

化学物質の発生源となるものをなるべく減らす

- ❖ 家具やカーテン、じゅうたんにも化学物質を発散するものがあるので注意が必要です。
- ❖ 家具や床に塗るワックス類には、化学物質を発散するものがあるので注意が必要です。
- ❖ 防虫剤、芳香剤、消臭剤、洗剤なども発生源となることがあります。
- ❖ 化粧品、香水、整髪料なども影響することがあります。
- ❖ 室内でタバコを吸うことは避けたいほうが望ましいです。
- ❖ 排気を室内に出す開放型ガス/石油暖房器具の使用は避け、排気を外部に出すもの（FF式ストーブ等）など室内空気の汚染が少ない暖房器具を使用することが望ましいです。
- ❖ カビ等の微生物からも化学物質が発散します。カビの発生の要因となる結露を防止するために室内の換気等に努めましょう。

* 厚生労働省から発行されているパンフレット「健康な日常生活を送るためにシックハウス症候群の予防と対策」も参考にしてください。

